

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和1年9月1日～令和6年8月31日までの5年間

2. 内容

目標： 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員について、希望すれば
所定労働時間を6時間とする制度を導入する。

<対策>

- 令和1年10月～ 3歳に満たない子を養育する職員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和2年度又は3年度～

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員について、
申し出ることにより、所定労働時間を6時間とする制度を導入
し、職員掲示板などによって職員に周知する。

令和1年9月1日

社会福祉法人 かるべの郷福祉会